

fff サンフレンズだより

理事長 大友信勝より
新春のごあいさつ

No. 64 2012. 1. 21
発行：社会福祉法人 サンフレンズ
編集：法人本部 事務局
〒167-0023
杉並区上井草3-33-10
03-3394-9833



サンフレンズの在り方

「杉並・老後を良くする会」が40年の歴史に一つの区切りをつけるという。「安心して老いることのできるまちづくり」を進める住民運動が母体となってサンフレンズは、1994年に誕生した。首都圏の高齢化が本格的に進むのはこれからである。大都市では次第に「地縁、社縁、血縁」が崩壊をみせ、家族の絆が薄れてきている。そこに単身化の時代も顔をのぞかせ「一人ぼっち」が他人事でなくなってきた。

「杉並・老後を良くする会」は、理論的には「今こそ出番」なのだが、40年前の中心的世代を支える、次の世代が育ってきていない。長年の支え手を支えていく仕組みやあり方が問われているとみななければならない。新たな仕組みや在り方をつくっていくことがサンフレンズに託されていることを肝に銘じておきたい。

介護保険制度(2000年4月施行)は住民運動の担い手たちに夢を与え、「介護の社会化」を進め、地方自治の試金石にするとやってきた。しかし、与えた夢と現実のギャップは年々開いている。気にしていることのの一つは、特別養護老人ホームの待機者が多く、増えていることである。しかし、家族介護者への支援がなく、在宅介護をしやすくする居住福祉からの対策も見べきものがない。住み慣れた家を離れ「介護付き有料老人ホーム」に入るかどうかはよほどのことになる。しかも、多額のお金が必要だ。せつかく入っても、悪質な「介護ビジネス」に翻弄されることもある。我々、社会福祉法人が小規模特別養護老人ホームをつくり、特別料金をとらないで適正に運営すると、毎年数千万円の赤字になる。その主なものは人件費であり、現行の職員配置基準では「個室・ユニット型」の介護が法人の持ち出しになる。介護の適正水準



の介護報酬が支払われないことから、十分な介護をしたいと考えながら、介護報酬の低さに苦しまなければならない。全国的にみると、介護福祉士という国家資格であり、保健・福祉の専門職なのに全労働者の離職率を上回る離職となっている。多くの事業者が年間を通して採用試験を行い人材を何とか埋め合わせている。いまや、介護福祉士養成校の多くは定員割れになり、経験枠での有資格者が多くなり、さらに養成校が定員を割るという悪循環になっている。このような方法で、良質な人材をどこまで確保できるか。実に深刻な問題になっている。

介護は非営利から営利型へ、市場原理主義にゆだねられ、高齢者は地域でバラバラに「介護商品」の顧客として「お客様」として扱われている。「一人ぼっち」で「つながり」を「介護商品」に求め絆を失った人たちが増えている。サンフレンズは、杉並の、顔の見える地域で近所同士のつながりを利用し、困り事や暮らしのこと、お付き合いを「困った時のSOS 地域で恩送り」という事業を始めている。サンフレンズは、法人の理念から、利用者を「商品の顧客」とは見していない。利用者の自己実現や、お互いの立場を尊重し、対等の関係で介護を考え、安心して暮らせる杉並に皆さんと一緒にしていこうと考えている。引き続きのご支援をお願いいたします。

2012年 自分らしく！自分りゆうに生きたいですね

日頃サンフレンズの施設・在宅介護サービスをご利用いただいている、
辰年生まれの“年男”“年女”の皆様をご紹介します。

<澤木 一義様 和泉ふれあいの家>



大正5年3月3日生まれ。
健康の秘訣は、「よく寝て、よく食べること。」
今年の目標は、「去年よりもっと元気で長生きしたい。」と笑顔でお話ししてくださいました。
いつも周りの方のことを第一と考え、さりげない気配りをされるととても素敵な方です。

<藤重 トリ様 永福ふれあいの家>



いつも元気に歩いて通われる藤重さん。
元気の秘訣は「外に出る事」と「目標を持って絵手紙や書道に取り組む事」。
今年の目標は「辰の様に天高く精進したい。」といつも前向きで輝いています。

<滝澤 光子様 和田ふれあいの家>



滝澤様は、いつもにこやかに周りの雰囲気をお暖かくしてくださいます。ご利用者だけでなく、職員にも優しい滝澤様。何かあると、「あら、大丈夫よ。」と声をかけてくださいます。
これからも滝澤様の笑顔で、和田ふれあいの家をぽかぽかにしてください。

<山崎 博子様 上井草ふれあいの家>



昨年の夏、骨折を経験され96歳というご年齢で過酷なりハビリを乗り越え、見事ふれあいの家に戻られました。
毎月自宅に送られてきた親友からの手作りカレンダーが励みになったそうです。
友情って素晴らしい！

ますます元気に過ごされますように。



<曾我 ふみ様 上井草園>



いつも笑顔が素敵な曾我さんは、とても手先が器用で新聞や雑誌などを切り抜いてコラージュを作成したり、書道をすることがとても好きだそうです。何事にも無我夢中で生きることが長寿の秘訣とおっしゃっていました。

<小熊 喜美江様 松ノ木ふれあいの家>



踊りに歌にといろいろな趣味をお持ちの小熊さんですが、中でも好評なのはその器用な手先を活かした手工芸です。

出来上がった作品は小熊さんの温かいお人柄を感じられるものばかりです。

これからも素敵な作品を期待しています！

<有澤 忠様 訪問介護センター>



演歌が大好きな有澤さん。今の追っかけは坂本冬美さんと島津亜矢さん。日帰りで遠方（北は仙台から南は福岡）までコンサートに行きます。

今の夢は海外旅行（グアムかハワイ）とのこと。叶うといいですね。

<松尾 志げる様 サンフレンズ善福寺>



笑顔が素敵な松尾さん。

愛妻家のご主人が毎週来所され、夫婦水入らずのひと時を過ごされています。

ご主人の吹くハーモニカの音色に合わせながら体全体でリズムをとる松尾さんの笑顔はとても幸せそうです。

「サンフレンズ永福町支援センター」が誕生しました

サンフレンズでは、デイサービス等との併設型で居宅介護支援事業を行ってきました。しかし、より質の高いサービスの提供をめざして単独型への移行を始め、2010年4月には「サンフレンズ新高円寺支援センター」を立ち上げました。

今回第2段としてサンフレンズ和泉支援センターとサンフレンズ永福支援センターを統合し、2012年1月1日より「サンフレンズ永福町支援センター」として新たに出発しました。

サンフレンズ永福町支援センターは、主任介護支援専門員を配置して介護支援専門員を指導・育成し、専門性の高いサービスの提供ができる事業所をめざすとともに、24時間電話連絡が可能な体制を取り、特定事業所加算Ⅱを取得しました。

今までもサンフレンズは、「誰もが自分らしく生きていくための杉並の福祉」を地域の皆様とともに考え、実践してきました。サンフレンズ永福町支援センターが杉並の福祉サービスの向上に寄与

し、地域の皆様の信頼にお応えできる新たな拠点となるよう職員一同気持ちを新たに、一層のサービス向上に努めていきます。



<いつでもお電話ください>

住所：〒168-0064 東京都杉並区永福 3-15-13
春ハイム 202号

電話：03-5355-1440 FAX：03-5355-1441

MAIL：eifukucho-shien@3friends.or.jp

2012年4月の介護給付費の変更について～現時点での改定案情報～

2012年4月からの新しい介護報酬改定に向けて、厚生労働省介護給付費部会の審議が行われています。介護報酬改定の概要のうち、サンフレンズの事業について関連のある部分についてお知らせします。（下記概要はあくまでも、現時点の改定案です。最終決定は1月下旬頃になる予定です。）

1. 介護老人福祉施設（上井草園・サンフレンズ善福寺）

（1）医療提供体制の強化

末期がんの入所者のみしか認められていない外部の医師による訪問診療の範囲がターミナルケアなどの分野に限って拡大されます。

（2）個室ユニットケアの推進方策

①所得水準が第3段階のユニット型個室の補足給付が拡大される一方、第4段階以上の多床室の入所者は共有スペースを除外した室料を月8,000円程度徴収されることとなります。

②地方分権改革推進計画及び地方分権一括法により、特養の居室定員は地方自治体が参酌すべき

標準として1人（自治体が認める場合は2人以上でも可）となったことに伴い、2012年4月以降の多床室の特養は、介護報酬が減額されることとなります。

（3）基本報酬の見直し

要介護度別報酬の適正化（個室・多床室問わず）で、軽度者要介護1・2の報酬が引き下げられることとなります。

（4）重度対応を軸に各種加算の新設、再編

①口腔機能維持管理加算に関連して、歯科衛生士が介護職員に技術的指導を行った場合を評価する現行の加算とは別に、歯科衛生士自らが週1回以上、入所者に口腔ケアを行った場合の加算が新設されます。

②経口維持加算の要件が緩和されます。スタッフに指示する主体に医師だけでなく歯科医師も加えられ、180日を越えて同加算を算定する場合の医師の指示の間隔が概ね2週間毎から概ね1か月に延長されます。経口移行加算と経口維持加算で言語聴覚士との連携が強化されます。

③日常生活継続支援加算の算定要件が緩和されます。対象者に介護職員が痰吸引などが実施できる事業者が登録事業所となり、痰吸引や経管栄養が必要な利用者が一定以上入所している場合も含まれます。

2. 通所介護（和田・和泉・松ノ木・上井草・永福ふれあいの家）

（1）利用時間区分の変更

家族介護者支援促進の観点より、サービス提供時間の区分見直しと12時間までの延長加算が認められ、長時間のサービス提供を行うようになります（認知症対応型通所介護も同様）。

具体的には、今まで6時間15分程度の利用時間が、7時間15分程度の利用になっても、ほぼ同じ介護負担金額で利用できることとなります。

《時間区分（滞在時間）比較表》

<今までの時間区分>

3時間 4時間 6時間 8時間

2~3 時間	3~4 時間	4~6 時間	6~8 時間
-----------	-----------	-----------	-----------

<見直しの時間区分>

3時間 5時間 7時間 9時間 10時間 12時間

2~3 時間	3~5 時間	5~7 時間	7~9 時間	延長 1	延長 2	延長 3
-----------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------

※予防通所介護は、時間区分の考え方は示されていません。

（2）送迎費用の軽減

同一建物の住宅から通所介護を利用する場合の送迎費用の軽減として、真に送迎が必要な場合を除き送迎分の適正化が図られます。

（3）個別機能訓練加算の見直し

個別機能訓練加算が見直され、新たな基準による加算方法に変更されます。看護師が機能訓練指導員を兼務している事業所は、介護報酬の適正化が図られるとともに、新たな個別的訓練が評価される制度となります。

介護予防利用者の自立支援を促進するために、生活機能向上を目的とした訓練を行う場合に加算が行われます。

3. 訪問介護（サンフレンズ訪問介護センター）

（1）生活援助の時間区分の変更

生活援助が中心である場合、45分での区分を基本とした見直しが行われます。現行30分以上60分未満の時間区分が見直し案では45分未満となり、それ以上は45分以上の時間区分となります。

（2）自立支援型サービスの推進

介護予防利用者の在宅における生活機能向上を図る点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が協働により訪問介護計画を作成した場合、評価が行われます。

（3）サービス提供責任者の任用資格

訪問介護員2級修了者で3年以上の実務経験者は、サービス提供責任者に任用されていましたが、段階的に廃止となります。

（4）サービス提供責任者の配置基準の変更

現行のサービス提供時間450時間ごとに1名、訪問介護員10人ごとに1名となっている配置基準が、利用者40人程度に1名となります。

4. 居宅介護支援（サンフレンズ上井草・新高円寺・永福町支援センター）

（1）質の高い事業所について評価

特定事業所加算により引き続き質の高い事業所について評価が行われるとともに、サービス担当者会議やモニタリングを適切に実施するため、運営基準減算について評価の見直しが行われます。

（2）医療連携加算や退院・退所加算の見直し

医療連携加算や退院・退所加算について、算定要件及び評価の見直しが行われます。在宅患者緊急時等カンファレンスに介護支援専門員が参加した場合に評価が行われます。

（3）介護予防支援の委託人数の制限廃止

介護予防支援については、居宅介護支援事業所への委託制限（1人8件）を廃止する見直しが行われます。

今後、具体的に詳細が示されてくることと思います。皆様の費用負担にも係る部分ですので、各事業所からも情報を早めにお伝えしてまいります。

法人への寄付金および物品等を賜り、厚く御礼を申しあげます。

2011年11月1日から12月31日までにご寄付をいただいた順に掲載しております。

《寄付金》 櫻井洋子様・渡部利子様・宮本節子様・立教女学院高等学校 GFS 様・松島四郎様・永田祥子様・匿名希望7名

(寄付金のお預かり後、2週間以内に本部事務局より領収書を郵送いたします。届かない場合はお手数ですが、本部事務局までご連絡をお願いいたします。)

《物品等》 柴田隆雄様・柴田恵子様・清水治様・大阿久千恵子様・小川真知子様・鈴木房子様・古菅和子様・高橋勅子様・柳館ハナ様・小山恭子様・横谷サト子様・健康体操宮本グループ様・守屋光浩様・匿名希望4名

ボランティア紹介 第50回 地域との橋渡し



＜親しみある笑顔で接する安野三郎さん＞

「ここにカードを置けば、大丈夫ですよ」。午後の憩いの時間、テーブルを囲んでトランプ遊びに興じるご利用者。その中に、一人一人に声をかける安野さんの姿があります。安野さんは毎週土曜日、和泉ふれあいの家に顔を出され、ご利用者のトランプや麻雀に加わったり、話し相手になってくださっています。

安野さんは現在82歳、地元・和泉で40年近く中華料理店「光陽楼」を営まれていました。10年ほど前に代替わりされた後は地域活動に励まれて、今は老人会「いきいきクラブ和泉一たかさご会」の会長を務められています。

安野さんとふれあいの家とは、7年前からのお付き合いです。安野さんの奥様はふれあいの家のデイサービスを利用されています。ご主人の安野さんも当時退院後で要介護認定を受けられていたことから、奥様が安心して通えるようにと、夫婦ご

一緒にふれあいの家に通い始められました。1年後、安野さんは老人会の会長に就任。老人会の世話役が多忙だったために、安野さんご自身はふれあいの家に通うのをお止めになりましたが、その後はボランティアとしてふれあいの家と地域との橋渡し役を務めてくださっています。

老人会コーラス部の皆さんがふれあいの家で定期的に合唱を披露してくださっているほか、安野さんのご協力でふれあいの家の大正琴クラブに演奏の場を提供していただきもしました。また、広報紙「和泉ふれあい通信」が町会で回覧されるようになったのも、安野さんに地元の町会長さんを紹介いただいたお陰です。安野さんご自身が、ふれあいの家が支援する家族会「ワイワイクラブ」で中華料理の腕を揮われることもあります。

安野さんはふれあいの家にとって元利用者であり、ご利用者の家族であり、ボランティアであり、地域のリーダーでもあります。4つの立場から協力をいただけるありがたい存在です。安野さんは、「僕自身勉強させてもらっているだけ。老人会としても、ふれあいの家のスタッフの皆さんから色々なヒントをもらっていますよ。」と、いつもの気さくな笑顔で互いの連携を話されていました。

サンフレンズだより・ホームページへのご意見・ご感想をお寄せください

本部事務局 電話 : 03(3394)9833

FAX : 03(3394)9834

担当 : 中山・河野・鳥羽

ホームページアドレス

<http://www.3friends.or.jp>

E-mail アドレス

kamiigusa@3friends.or.jp